

## 令和6年度から実施の新規事業

### 【小山市家族介護用品（紙おむつ券）給付事業】のご案内

#### (1) 対象者

小山市内に住所を有する、在宅での介護を必要とする状況にあって、次に該当する方を主として介護している家族の方が対象となります。

■申請日において介護保険法の要介護1～要介護5の認定を受けており、次の①・②の要件ともに該当する事。

① 常時紙おむつの使用を必要とする方。

② 要介護者の属する世帯※1が市県民税非課税※2世帯(世帯員全員が非課税)である

#### 世帯状況判定基準 ※1

令和6年4月1日時点での世帯状況で判定しております。

※令和6年4月1日以降に転入された方は、転入日時点の世帯状況

#### 課税状況判定基準 ※2

前年度に確定している課税状況で判定しております。

★令和6年度の判定基準＝令和5年度に確定した市県民税課税状況

令和4年(2022)1月～令和4年(2022)12月の所得

世帯内に課税者がいる場合は、課税世帯扱いとなります。

※令和4年1月2日以降に小山市に転入された方は、前住所地の世帯全員の非課税証明書(令和5年度確定)が必要になります。

但し市内に住所を有する家族(介護者)がいない場合に限り、要介護者本人を給付申請者とすることができません。

※下記の要件に該当する方は、対象外となります

■紙おむつ券の助成に相当する排泄管理支援用具(ストマ装具)の給付を受けている方

⇒福祉課の助成制度との重複受給となってしまうため。

■施設に入所している方・入院中の方

■月半分(15日以上)ショートステイを利用されている方

⇒在宅ではないと判断されるため。

※施設：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・サービス付高齢者住宅・グループホーム等

## (2) 給付内容

紙おむつ券は 1枚 1,000円券 です (おつりは出ません、換金は出来ません。)

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給付枚数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	

## (3) 給付対象品目

大人用紙おむつ (フラットタイプ・パンツタイプどちらでも可) および紙おむつと併用する尿取パッドとします。単体で使用する失禁パッドなどは対象外となりますので、ご注意ください。

## (4) 申請手続き

次の①・②にご記入のうえ、小山市高齢生きがい課、各出張所窓口のいずれかにご提出ください。申請は毎年度必要です。

### ① 小山市家族介護用品(紙おむつ)給付事業申請書・・・様式第1号

記入例を参考にご記入下さい。

### ② 小山市家族介護用品(紙おむつ券)給付事業に関する課税状況及び要介護度等調査承諾書・・・様式第2号

記入例を参考にご記入下さい。

承諾書の添付がない場合には、課税状況・要介護度等の調査が出来ませんので、必ず添付してください。あわせて印鑑の押し忘れがないようご注意ください。

※令和4年1月2日以降に小山市に転入された方は、前住所地の世帯員全員の非課税証明書(令和5年度確定)が必要になります。

## (5) 結果通知

給付の可否及び給付枚数については、決定後に申請結果通知書によりお知らせします。(給付決定の場合には、おむつ券も併せて送付します)

※決定になった場合の紙おむつ券の発送の目安

○4月1日～4月末日までに申請した方：5月下旬頃

○5月1日～5月末日までに申請した方：6月中旬頃

○6月1日以降に申請した方：申請から概ね15日程度

※紙おむつ券の使用方法、取扱い店舗一覧は、紙おむつ券と合わせて送付いたしますのでご参照下さい。

### 【問い合わせ先】

小山市役所 高齢生きがい課  
地域支援係 担当：荒川  
TEL：0285-22-9616